

<にっしん>後見支援預金 商品概要

2024年4月1日現在

商品名（愛称）	<にっしん>後見支援預金
ご利用いただける方	神戸家庭裁判所が後見支援預金の契約締結（口座開設）に係る「指示書」を交付された成年被後見人または未成年被後見人。
新規口座開設時にお持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所が交付した「指示書」 ・ 後見人のご本人確認資料 ・ 登記事項証明書（後見登記に係るもの・原本） ・ 初回預入金（家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額） ・ お取引に使用される印鑑（届出印）
取扱店舗	当金庫本支店
期間	<p>期間の定めはありません。</p> <p>ただし、家庭裁判所が交付した「指示書」による場合、もしくは、被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。</p>
<p>預入</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 預入金額</p> <p>(3) 預入単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所が交付した「指示書」によりお預けいただきます。 ・ 「後見支援預金に係る手続申込書」を提出いただきます。 ・ 1円以上 制限はありません。 ・ 1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所が交付した「指示書」により払戻しいたします。 ・ 「後見支援預金に係る手続申込書」を提出いただきます。 ・ 後見人の本人確認書類の提示をお願いします。
<p>利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利（普通預金金利）。毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（3月・9月）当金庫所定の日に元金（預金残高）に組入れします。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。
税金	利息に対して、20.315%（国税15.315%、地方税5%）相当額の源泉分離課税が適用されます。
預金保険の適用	<p>預金保険制度の対象商品です。</p> <p>元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。 ・ 自動振込（定期送金）について、家庭裁判所の交付した「指示書」によって取扱います。当金庫所定の手数料等を申し受けます。

<p>その他参考事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引は、口座開設店の窓口のみとなります。 ・ この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。 ・ 記帳については、当金庫 A T Mのみ取扱いが可能です。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。(A T Mのご利用はできません)。 ・ マル優 (非課税) のお取扱いはできません。 ・ 給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。 ・ インターネットバンキング等のご利用はできません。 ・ 金利は窓口へご照会下さい
<p>苦情処理及び紛争解決措置について</p>	<p>後見支援預金について苦情処理又は紛争解決の措置は次のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 苦情等がございましたら、当金庫営業日に、お取引営業店または経営企画部 (午前 9 時～午後 5 時、電話 0120-15-2489) にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 下記の弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望される場合は、当金庫の営業日に経営企画部又は全国しんきん相談所 (午前 9 時～午後 5 時、電話 03-3517-5825) にお申し出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県弁護士会 (紛争解決センター 電話 078-341-8227) ・ 東京弁護士会 (紛争解決センター 電話 03-3581-0031) ・ 第一東京弁護士会 (仲裁センター 電話 03-3595-8588) ・ 第二東京弁護士会 (仲裁センター 電話 03-3581-2249)

日新信用金庫